

令和7年度

隨時監査（工事監査）
結果報告書

（令和8年1月執行分）

御殿場市監査委員

07御監第369号
令和8年2月27日

御殿場市長 勝又正美様
御殿場市議会議長 川上秀範様

御殿場市監査委員 榊原敏彦
御殿場市監査委員 勝間田博文

随時監査（工事監査）の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、随時監査（工事監査）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

随時監査（工事監査）結果報告書

第1 監査の対象

対象工事： 富士山 木のおもちゃ美術館整備建築工事

第2 所管部局

予算担当課：企画戦略部 未来プロジェクト課 工事担当課：都市建設部 建築住宅課

第3 監査の期間

令和7年10月7日から令和8年2月25日まで

書類調査の日程：令和8年1月16日

第4 監査の方法

対象工事に係る計画、設計、積算、入札・契約、施工等が法令、条例、規則等に準拠し、また経済性、効率性、有効性の観点から適正に行われているかについて、工事関係書類を調査するとともに、担当課職員及び施工事業者の担当者から聴取を実施した。また、現地において施工状況が設計図書及び仕様書に適合しているか否かを主眼として調査を実施した。

なお実施にあたっては、公益社団法人大阪技術振興協会との工事監査に係る技術調査業務委託契約に基づき専門の技術士1名の派遣を求めた。

担当技術士：松下 基彦

第5 監査の結果

技術士の技術調査結果に基づき概ね適正であると判断するが、特に留意が望まれる個々の事項については、適切な措置を講じられたい。

なお、技術士から報告された調査結果の概要は、後述のとおりである。

(注記)

- 1 指摘事項とは、法令、条例、規則等に違反している事項、又は経済性、効率性、有効性の観点から改善を要する事項など、特に指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果で報告し、公表するものである。
- 2 指導事項とは、上記以外で軽微な誤りと認められる事項である。
- 3 調査所見は、技術士が行った工事監査に伴う技術調査結果に対する意見を抜粋して記載したものである。

御 殿 場 市

令 和 7 年 度

工 事 技 術 調 査 結 果 報 告 書

令 和 8 年 2 月 25 日

公 益 社 団 法 人 大 阪 技 術 振 興 協 会

技 術 士 (建 設 部 門) 松 下 基 彦

監 査 実 施 日 : 令 和 8 年 1 月 16 日 (金) 9:00~16:00

監 査 場 所 : 御 殿 場 市 役 所 5 階 大 会 議 室、工 事 現 場

監 査 執 行 者 ; 代 表 監 査 委 員

榊 原 敏 彦

監 査 委 員 (議 選)

勝 間 田 博 文

公 益 社 団 法 人 大 阪 技 術 振 興 協 会

松 下 基 彦

監 査 立 合 者 ; 監 査 委 員 事 務 局 事 務 局 長

岩 岡 俊 峰

監 査 ス タ ッ プ 事 務 局 長 補 佐

平 田 友 和

監 査 ス タ ッ プ 主 幹

袴 田 み ず ほ

工 事 技 術 調 査 対 象 工 事 御 殿 場 市 富 士 山 木 の お も ち ゃ 美 術 館 整 備 建 築 工 事

■ はじめに

本報告書は、御殿場市 富士山木のおもちゃ美術館整備建築工事の技術調査結果をまとめたものである。

計画、設計、積算・契約、施工管理・品質管理・安全管理及び施工監理等の各段階における技術的实施状況について工事技術調査を実施した。

本工事技術調査の評価区分を以下に記す。報告書の個々の項目に記述しているので参照されたい。

【評価区分】

① 指摘

法令、条例、規則等に違反している事項又は経済性、効率性、有効性を著しく欠く事項など、早急に改善措置を要する重大事項と認められるもの。

(法令、条例、規則等に違反しているが、業者責任に帰する事項については、指導と判断する場合もある。)

② 指導

指摘には至らないが、改善措置を図る必要があり、今後に向けて留意すべきもの。

③ 意見

比較的軽易な事項で、今後の工事又は業務の参考とすべきもの。



写真-1 西側から建屋全景 (1月16日)

1. 技術調査出席者

技術調査の出席者は、表-1 の通りである。

表-1 技術調査出席者リスト

区分		氏名	備考	書類調査	現場調査	講評
監査委員事務局		榊原 敏彦	代表監査委員	○	○	○
		勝間田 博文	議選監査委員	○	○	○
建築住宅課 (工事担当課)	次長兼課長	滝口 正仁		○	○	○
	副参事	市川 秀司		○	○	○
	主任	横山 剛	工事担当	○	○	○
	主任	吉田 雅隆	工事担当	○	○	○
未来プロジェクト課 (予算担当課)	未来戦略監兼課長	勝又 喜英		○	○	○
	副参事	勝間田 崇幸		○	○	○
	おもちゃ美術館準備室 室長	勝間田 誠司			○	
	主幹	瀬戸 邦昭		○	○	○
金丸建築設計事務所 (設計事務所)	工事監理者	三輪 隆弘		○	○	○
	工事監理者	金丸 厳太		○		
岳南建設(株) (施工業者)	現場代理人 専任の監理技術者	外川 幸治			○	
管財課	管財契約スタッフ 課長補佐	渡邊 義人		○		
	管財契約スタッフ 主事	毛利 心咲	契約・入札担当	○		○
工事検査室	検査監	山下 洋之		○	○	○
	工事検査室 室長	梶 敏一		○	○	○
	副主任	小澤 恵里香			○	
監査委員事務局	事務局長	岩岡 俊峰		○	○	○
	監査スタッフ 事務局長補佐	平田 友和		○	○	○
	監査スタッフ 主幹	袴田 みずほ		○	○	○

2. 工事概要

- 1) 工事場所 御殿場市印野町字丸尾 1380 番 12 外 11 筆
- 2) 工事概要 御殿場市 富士山木のおもちゃ美術館整備建築工事
- | | | | |
|------|------|-----|---------------------------|
| 建物用途 | 美術館 | | |
| 構造規模 | 構造 | S 造 | 地上 2 階建て |
| | 敷地面積 | | 105,490.23 m ² |
| | 建築面積 | | 937.05 m ² |
| | 延床面積 | | 1,385.80 m ² |
| | 建屋高さ | | 11.650 m |
- 工事概要 建築工事一式
別途工事；建築付帯工事
電気設備工事、機械設備工事
- 3) 発注者 御殿場市（企画戦略部未来プロジェクト課）
- 4) 入札方式 指名競争入札（10 者、1 回）
- 5) 工事請負者 岳南建設株式会社
- 6) 現場代理人 外川 幸治
- 7) 監理技術者 外川 幸治（一級建築施工管理技士）
- 8) 設計 株式会社金丸建築設計事務所 御殿場事務所 所長 三輪 隆弘
- 9) 工事監理 株式会社金丸建築設計事務所 御殿場事務所 所長 三輪 隆弘
- 10) 工事費
- | | |
|-------------|---------------|
| 設計価格(消費税込み) | 715,330,000 円 |
| 予定価格(消費税込み) | 715,330,000 円 |
| 請負金額(消費税込み) | 684,200,000 円 |
| 請負率 | 95.64% |
- 11) 工事期間 契約工期 令和 7 年 5 月 12 日 ～ 令和 8 年 3 月 16 日
- 12) 工事進捗状況 令和 7 年 12 月 31 日現在 計画出来高率 62.0% 実施出来高率 62.0%
- 13) 指名通知発送 令和 7 年 3 月 26 日
- 14) 入札年月日 令和 7 年 4 月 15 日（入札書提出〆切） 令和 7 年 4 月 16 日開札
- 15) 契約年月日 令和 7 年 4 月 17 日（仮契約） 令和 7 年 5 月 9 日本契約
- 16) 工事監督員
- | | | | |
|-------|------------|-----|-------|
| 総括監督員 | 都市建設部建築住宅課 | 副参事 | 市川 秀司 |
| 主任監督員 | 都市建設部建築住宅課 | 主任 | 横山 剛 |
| 担当監督員 | 都市建設部建築住宅課 | 主任 | 吉田 雅隆 |
- (※ 以下、“監督員”)

3. 総評

技術調査を実施した工事は、御殿場市 富士山木のおもちゃ美術館整備建築工事である。

本工事は、「ごてんば木育推進宣言」、「御殿場市木育推進基本構想」を踏まえ、幼児から木に親しみを持てる木育環境を提供する施設として、SDGs の理念に基づいた森林資源の保全・活用、地域活性化を図るための施設であり、有意義な整備事業であると判断する。

書類技術調査については、工事関係書類を確認し、疑問点を市の監督員や関係者に質疑することで、企画・計画、設計、積算・見積、入札・契約、施工管理（品質・工程）の各段階における手続き、技術的事項、及び書類管理について技術調査した。安全関係については、工事事務所で現場代理人に、資料の提示を求め質疑しておこなった。

現地技術調査については、現場代理人・監督員の案内で現場を巡視し、作業状況や品質管理・安全管理などを確認した。

短期間での事前資料の用意、検査時の回答の明確さ、資料の素早い提示、記録保管ファイルの良好な整理状況などが確認された。それらは日常からすべての監理業務が適正に行われている証であり、高く評価する。

【総括】

- 当該工事の監理・監督業務において多少の工夫・改善の事項はあるが、総括的には「良好」とであると判断する。

【書類・現地技術調査結果 大概要】

書類・現地技術調査の内容については、「4. 書類・現地技術調査における所見」で詳述するが、その結果の大概要のみここに記す。

- 今回の工事技術調査では、

【指摘】0件、【指導】2件、【意見】10件であった。

4. 書類・現地技術調査における所見

1) 企画・計画について

御殿場市では SDGs の理念に基づき、森林資源の保全・活用、地域活性化、御殿場らしい人づくり等につながる「木育」を推進していくため、令和4年4月に「ごてんば木育推進宣言」を行っていた。また将来にわたって市全体で「木育」を推進していくため、その道しるべとなる「御殿場市木育推進基本構想」を策定していた。本事業では推進宣言・基本構想を踏まえ「木とふれあい、木に親しみ、木に学ぶ」環境づくりの一環として、幼児から高齢者まで全ての人が木のぬくもりを感じられ、木に親しみを持てる木育環境を提供する施設を富士山樹空の森に整備していく計画だった。

富士山樹空の森は指定管理者制度による運営をしていたが、木のおもちゃ美術館は、市内で同種施設を運営した実績がないため、市が職員を派遣し直営する計画と説明を受けた。

【寸評】

- ・市が当該施設を直営する計画で収支計画を立てて検討してきたと説明を受けたが、将来、市の財政負担とならないように運営されることを望む。

そのためには、次項設計方針でうたっている「イベント及び祝日や週末のような繁忙日の賑わいを創出する」だけでなく、平日利用率、リピート率の確保が重要である。当該施設でしか学べない「木育」を軸にした遊具・デジタルサイネージを期待する。

2) 設計について

①設計委託業務

設計委託業者は、指名競争入札（7者、1回）の結果、2者が最低制限価格を下回り失格、失格者以外で最低金額の応札をした株式会社金丸建築設計事務所と契約していた。

設計委託会社への	設計価格（消費税込み）	47,256,000 円
	予定価格（消費税込み）	47,256,000 円
	契約金額（消費税込み）	37,939,000 円
	請負率	80.28 %

同施設の計画供用期間は、80年であった。

防災的には、下記環境下であった。

- ・地震；南海トラフ・静岡県4次地震被害想定
- ・津波、洪水、土砂災害の危険無し

耐震性能は、地域係数1.2、用途係数1.25として設計していた。

設計業務委託（基本・実施設計）発注時では、木造1階建てを想定していたが、実施はS造2階建てに変更していた。変更理由として、下記説明を受けた。

1階建て⇒；2階建て：全国のおもちゃ美術館を参考に各室の必要面積表を作成し、建物規模を決定、立地基本方針により建設予定地を決定したが、必要面積を確保するためには2階建てとする必要があったため。

木造⇒S造；おもちゃを自由にレイアウトするために柱スパンの大きな無柱空間とする必要性があり、その無柱空間上階の床面積を確保するためには片持ち梁を多用する必要性があったため。

②設計方針

[施設] と [外構] に対し、下記設計方針を立てたと説明を受けた。

[施設] 地域森林や里山を守りながら美しい自然環境を後世に引継いでいくため、地域の木材の積極的な活用を図り、多世代の人々が木に触れながら木のぬくもりを感じられる新たな観光施設の整備を目指し子供たちが木に親しめるおもちゃ美術館を整備する。対象年齢は0～10才で、体験も展示もできる施設を目指す。

[外構] 富士山樹空の森各駐車場から富士山木のおもちゃ美術館へのアプローチ上に広場を整備し、年間で予定されているイベント及び祝日や週末のような繁忙日において施設全体の賑わいを創出していく。具体的にはキッチンカーに対

応できる電気設備機器の配備、その周辺で滞在が可能となるテーブル等の家具の設置、木育の拠点に相応しい木工アート等の設置の計画を行う。また樹空の森全域での回遊性を上昇させる。

「樹空の森全域での回遊性」とは、本事業により樹空の森に新たな魅力あるコンテンツを創出することにより、観光滞留時間の増加を図り、樹空の森の各施設及び周辺施設（ビジターセンター、温泉、グランドゴルフ、ドーム、遊具等）への施設利用を狙い、樹空の森における観光消費額の増額を目指すことだった。

その具体例は、下記であった。

- ・デジタルサイネージを活用し、樹空の森を紹介し、来場客に樹空の森の回遊を促す。
- ・物販はビジターセンターに任せる等、機能を分散し、誘導する。
- ・樹空の森の各施設のセット券等の回遊施策を検討する。

ユニバーサルデザインは、下記を採用していた。

- ア. 既存駐車場を利用したアプローチ
- イ. エントランスホールからアプローチへの段差を 20mm と低く設定
- ウ. 1,2F ともに多目的トイレの設置

③設計上、苦心した点

設計上、苦心した点は下記だった。

子どもを対象とした施設であるため、子どもの視点に立って工夫する事を心がけ、安全面や使いやすさについて配慮したと説明を受けた。

- ア. 吹抜け部の階段等は大きな隙間が無いようにした。
- イ. 中央吹抜けルーバーに子どもが寄りかかることで荷重がかからないように、円形に遊具を設置した。

その他、トイレの手洗い等の設備についても、子どもの背丈に合わせた高さとしており、子ども用トイレブースの扉など指を挟む可能性がある部分については、安全性に配慮した製品を採用していた。製品カタログで、扉の機構について説明を受けた。

④行政機関との協議事項

確認申請をしていた。

御殿場市上水道課と協議の結果、「水道が直結方式のため、高さ的な制限がある」ことが判明し、議事録を残していた。

⑤設計基準・仕様書

計画・調査・実施設計などに使用した基準・指針・調書等は、下記の最新版に拠っていた。

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和 4 年 5 月 30 日 国土交通省
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和 4 年 5 月 30 日 国土交通省
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和 4 年 5 月 30 日 国土交通省
- ・ユニバーサルデザインを活かした建築設計 平成 13 年 3 月 31 日 静岡県
- ・ふじのくにエコロジー建築設計指針 平成 23 年 6 月 静岡県

- ・ 建築構造設計指針・同解説 平成 27 年 1 月 静岡県
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針 平成 26 年 9 月 25 日 日本建築センター
- ・ 県有建築物長寿命化設計ガイドライン 平成 29 年 3 月 静岡県
- ・ 建築設備設計基準 令和 3 年 8 月 12 日 公共建築協会
- ・ 脱炭素社会の実現に向けた県有建築物 ZEB 化設計指針 令和 5 年 3 月 静岡県

⑥新工法・新材料

新工法・新材料は採用していなかった。

⑦コスト縮減対策

コスト縮減策は、下記だった。

片持ち形状となっている中央吹抜け先端に取り付く木ルーバーの荷重を支持するために、吹抜け先端に柱を落とすことを考えた。しかし、基礎および、地盤改良の施工量を削減するため、R 階の躯体から吊り材によって支持を行う設計に変更したと説明を受けた。

コスト比較検討表を作成しておらず、どの程度コスト縮減されたか不明だった。

⑧省エネ対策・環境対策・省資源対策・グリーン購入法

省エネ対策として、ZEB^{※1}へ取り組んでいた。

- ・ 別途工事の機械・電気設備工事で、空調設備のダウンサイジング[※]および COP（成績係数）の高い高効率エアコンを導入していた。
- ・ 建築工事では、消費電力の削減を図るために外壁・屋根に熱貫流率の低い断熱材、開口部に中空層ペアガラス+LOW-E 反射膜とし外皮性能をあげ、室内負荷の低減に取り組んでいた。

平成 25 年省エネルギー基準で定められている計算方法で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 1 号イの基準により BEI 値（一次エネルギー消費性能）0.5 以下を確保し、ZEB ready^{※2}を達成していた。

上記※印注釈は、経済産業省資源エネルギー庁《ZEB ロードマップ検討会のまとめ（平成 27 年 12 月）》に、下記定義されている。

注^{※1}）ZEB；先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物

注^{※2}）ZEB Ready；再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から 50%以上の一次エネルギー消費量を削減した建築物

環境対策として、大きく庇を出すことで直射日光の低減を図っていた。

グリーン購入法により、環境負荷を低減できる材料を選定したものは無かった。

リサイクル製品は、砕石として再生クラッシャーラン(RC-40) 77.5 m³（設計数量）を採用していた。

⑨ホルムアルデヒド

建築材料は、F☆☆☆☆指定とされていた。

⑩工期設定

設計者が関係業者にヒアリングを実施し、概略工程表を作成し、監督員が確認して設定していた。

⑪設計図

設計図については、【意見】を参照されたい。

⑫設計図書

設計業務完了後、監督員が内容を確認し、市事務決裁規程に基づき決裁を行い承認していた。

設計業務の完了届は提出されていた。

【寸評】

- ・省エネ法の標準入力法で BEI 値を 0.5 以下とし、省エネ性能 ZEB ready を達成したことを評価する。

【意見】

◇設計図

- ・「特記仕様書」は、各項目に赤・緑・黄・水色の識別表示があったが、凡例を示す必要がある。（コスト意識からは白黒印刷で判別できるようにした方が良い。）斜線で見え消しした部分にも識別表示があり、当該設計のため特別に重みづけをしたとも考えにくかった。また、通常使用されている○、※印もあった。使用しない項目（不要な表含む）を斜線で見え消し表示した上で、○、※印の代わりに、もしくは併用しながら、識別表示を工夫される方が良いと思われる。使用しない項目（不要な表含む）を斜線で見え消し表示することは、施工者において優しい設計図となる。
- ・A-020 図 全体配置図、A-021 図 部分配置図には、方位を明記されたい。
- ・身障者用駐車場は、利用者数予測にもよるが、可能であれば複数台用意することを薦める。

◇コスト縮減策や新工法採用時は、工法の長所・短所、美観、機能性、工事の難易度、工期、価格（ライフサイクルコスト）、メンテナンス性などで、総合評価した比較表を作成しておくことを薦める。また、数値で比較できる項目について具体的な数値を明記しておくが良い。

3) 積算・見積について

設計書（内訳明細書）の積算は設計事務所が行い、値入は監督員が行っていた。

設計書の照査は、値入した監督員と異なる人が行っていた。

積算・見積に関わる単価・歩掛・積算・設計書作成に使用した基準・指針・調書は、下記の最新版を使用していた。

- | | | |
|-------------|-----------------|-------|
| ・公共建築工事積算基準 | 令和 5 年 6 月 30 日 | 国土交通省 |
| ・公共建築数量積算基準 | 令和 5 年 6 月 8 日 | 国土交通省 |

・公共建築設備数量積算基準	平成 29 年 12 月 25 日	国土交通省
・建築工事積算基準	平成 29 年 3 月 2 日	静岡県
・静岡県積算基準決定要領	令和 3 年 3 月 18 日	静岡県
・建築工事標準単価積算基準	令和 6 年 9 月 25 日	静岡県
・建築工事共通費積算基準	令和 6 年 9 月 25 日	静岡県
・建築工事積算基準等資料	令和 5 年 9 月 25 日	静岡県
・建築数量積算基準	令和 5 年 8 月 21 日	静岡県
・建築設備数量積算基準	令和 5 年 8 月 21 日	静岡県
・静岡県建設資材等価格決定要領	令和 3 年 3 月 18 日	静岡県
・建設資材等の価格決定に関する取扱い	令和 4 年 3 月 15 日	静岡県
・建設資材等の見積徴取に関する取扱い	令和元年 12 月 3 日	静岡県

外壁工事・屋根工事・木工事・家具工事 3 者見積あわせをしていた。監査抜き取りで木工事について業者見積を確認した。

【寸評】

- ・特に問題がなかった。

4) 入札・契約について

①入札

入札対象業者の審査は、指名委員会（議長；副市長）が行っていた。

入札方式は指名競争入札であった。10 者が入札し、1 回で落札者が決まった。

入札資料は、質問回答書、現場説明書、特記仕様書、別冊の図面・設計書、標準仕様書・改修標準仕様書であった。

入札資料に対する質疑は 3 者から合計 11 件あった。

設計数量は公表したが、設計価格や予定価格を事前公表していなかった。すべての入札案件で、同じ方法で入札していると説明を受けた。不落案件については、入札内容を再検討して、入札をやり直していると説明を受けた。

入札スケジュールは下記のとおりであった。

令和 7 年 3 月 24 日	起案
3 月 25 日	決裁完了
3 月 26 日	電子入札にて指名通知書発行
4 月 2 日	質問締切
4 月 3 日	質問回答
4 月 15 日	入札書提出締切
4 月 16 日	開札・業者決定
4 月 17 日	仮契約締結
5 月 9 日	議会で可決 本契約

見積期間は、3 月 26 日電子入札にて指名通知書発行翌日から 4 月 15 日の入札締切日までの土日・祝日を含み 20 日間で、建設業法上の必要な見積期間は確保していると説明を受けた。

指名競争入札（10者、1回）の結果、最低金額の応札をした岳南建設株式会社と契約していた。

②契約書

工事請負契約書の収入印紙、工期、契約金額、契約不適合期間など契約内容を確認した。契約書には、設計図・内訳明細書が添付されていた。

前払い金については、令和7年5月23日に27,368,000円（請負金の4/10を上限）が支払われていた。

中間前払い条件（出来高条件付きで請負金の2/10を限度）があったが、施工業者が請求をしていなかったため、支払いは行っていなかった。

発注者支給品の木製ルーバーについては、現場説明書に記載していた。

東日本建設業保険株式会社が履行保証していた。

③契約変更

契約金額の変更については、現在下記2点について照査中と説明を受けた。

- ・建設発生土を民間の処分場を見込んでいたが、工事現場と同地区に位置する市の残土処分場で処分できることになったため、直接工事費で約469万円減
- ・別工事の家具工事(備品)として滑り台を見込んでいたが、納入時期と本体工事との取り合いに支障が出ないように別工事から本体工事に変更したため、直接工事費で約361万増

契約工期の変更は、現時点では無いと説明を受けた。

【寸評】

- ・すべての入札案件で、入札時に設計価格や予定価格を事前公表しない手法を採用している。この取組は適正な価格競争を維持する観点から妥当であると評価する。
- ・契約書に、設計図・内訳明細書が適切に添付されており、契約内容を補完する上で、適正であると確認した。

5) 施工管理(監理・監督)について

5)-1 監理・監督について

①工事監理業務

設計者と監理者は同一者のため、意図伝達の会議などは必要なかった。

②諸官庁届出書類等

関係諸官庁への届出書類は、下記だった。

- ・残土搬入申請書 御殿場市 令和7年6月6日

③工事実績情報システム (CORINS)

着工時は、令和7年5月14日に登録していた。登録書類を確認した。

④近隣対策

工事説明会は、周辺に住宅地などが無いため行っていなかった。整備事業については、市の広報で公表していた。

近隣対策としては、周辺のパトロール（仮囲いの点検、飛散物の有無等）及び清掃活動をしていました。

⑤現場代理人・監理技術者他、施工体制台帳・施工体系図・下請採用届・技能士

現場代理人・監理技術者は外川幸治氏（資格；1級建築施工管理技士）の資格などは、主任技術者等通知書（経歴書・資格等）の提出を受け確認していた。

外川幸治氏は統括安全衛生責任者になっていた。

仮設電気設備業者の一級電気工事士が、電気管理責任者となっていた。

下請け契約は4次までで、御殿場市内の協力業者は約5%であった。

下請採用届の提出は求めていなかった。

技能士は、施工計画書に添付されている資格者証を監督員が確認し、現場にて本人確認を行っていた。

⑥「a 労働災害補償保険」・「b 賠償責任保険」・「c 建設工事保険」

施工業者は、a、b、cすべての保険を東京海上日動火災保険株式会社で契約し、保険期間が、工期をカバーするように契約更新をしていた。

ア. 令和6年10月1日～令和7年10月1日

イ. 令和6年10月1日～令和8年10月1日

⑦退職金共済

建設業退職金共済組合制度に加入していた。

⑧着工会議・定例会議

着工会議は、別途工事の設備業者と合同で、令和7年4月22日に開催していた。議事録は、重要な議事内容をわかりやすくまとめてあった。

定例会議は、毎週水曜日、別途業者（電気設備工事、機械設備工事）も参加し開催していた。議事録を確認した。

⑨VE、CD

施工時のVE、CDは、特に無かった。

⑩施工図

施工図は、施工業者間で事前に調整を行い、毎週水曜日に実施する定例会にて監督員、監理者、施工業者と共有していた。

⑪総合施工計画書・総合仮設計画図・マスター工程表

総合施工計画書については、下記のとおりである。

- ・提出予定日付きの工種別施工計画書リストが添付されていなかった。
- ・マスター工程表、総合仮設計画図の添付はあるものの、全体的な施工計画が記載されておらず、この工事全体の施工の流れが見えてこなかった。
- ・施工時の環境対策も具体的な方法は記載されていなかった。ヒアリングで下記実施していた。

騒音；低騒音型重機の使用

振動；なし

粉塵；散水

- ・総合仮設計画図は、重機の作業半径は記載あるが吊能力や最大吊り荷重の記載が無

かった。

- ・熱中症対策が記載されていた。
- ・総合施工計画書に、ページを振っていなかった。

マスター工程表は、クリティカルラインが不明瞭だった。今回工事の躯体工事は、鉄骨製作期間のバーチャートが無かった。基礎躯体工事よりも鉄骨製作がクリティカルであると説明を受けて初めて、クリティカルラインがわかる工程表だった。

⑫工種別施工計画書

足場計画図は、足場繋ぎの位置や詳細図が無かった。

鉄骨施工計画書は、建て方計画図（平面図）はあったが、作業半径・吊能力などの文字が判別しづらかった。最大吊り荷重位置も不明だった。2階屋外デッキ部の屋根鉄骨は約3mの片持ち梁であり、鉄骨建て方時、鼻先の垂れ防止の仮支柱を立てて施工していたが、施工方法についてのスケッチが無かった。

安全管理対策は、どの各種工事施工計画書も同一で一般的な内容だった。

各種施工計画書に、ページを振っていなかった。

⑬建設廃棄物処理

建設廃棄物処理の契約書、許可証、運搬経路図などを確認した。

電子マニフェストを使用していた。

監督員は、適時、電子マニフェストをチェックし、施工業者が建設廃棄物処理を適正に行っているか確認していた。

コブリス・プラス登録済みであった。コブリス・プラスとは、建設副産物情報および建設発生土情報を異なる利用者間で共有するために、JACIC（国土交通省所管）が運営する情報サービスであると説明を受けた。

⑭リサイクル

廃石膏ボードをリサイクルしていた。

【寸評】

- ・着工会議、定例会議、分科会の議事録は、本工事の重要な事項を打ち合わせしており、議事録は簡潔にまとめていた。
- ・総合施工計画書に、熱中症対策が記載されている点、良かった。
- ・マスター工程表の良い点は、下記である。
 - a. マスター工程表作成日が記載されていた。
 - b. 検査や受電などのキーポイントや鉄骨建て方などのキーデータの記入があった。
 - c. 施工図作成バーチャートがあった。
 - d. 月別品質管理重点項目、安全管理事項の記載があった。

【意見】

◇総合施工計画書に、環境対策の一般的な記載はあるが、当該現場で実施する具体的な対策を記載されたい。

総合施工計画書は、工事全体の流れがわかる計画書とし、提出予定日付きの工種別施工計画書リストを添付されたい。

◇各種施工計画書は、施工方法を作業フローや文章だけの説明ではなくスケッチも添付し可視化されたい。

安全対策も汎用的な内容だけではなく、施工計画書ごとに工事に即した安全対策を追記されたい。

以って、どのプロジェクトでも使えるような計画書ではなく、当該プロジェクトの工事条件に即した施工計画書を作成されたい。

SDS を反映した安全衛生対策については、「5)-4 安全管理について」でコメントする。

◇総合施工計画書・各種施工計画書他書類については、ページを振られたい。

◇マスター工程表には、下記記入されたい。

- ・クリティカルラインの強調（鉄骨製作期間も強調必要）
- ・納期の長いもののバーチャート（鉄骨製作期間のバーチャート追記必要）
（木構造物、建具については記載されていた。）
- ・主要な別途工事の建築附帯設備工事のバーチャートと建築工事との関係線

5)-2 品質管理について

① 材料

施工計画書に、使用材料は、品質・確認資料を添付させ確認していた。

F☆☆☆☆の使用材料については、施工計画に添付された使用材料の資料にて、監督員及び監理者で確認し、現場での材料検査時に確認していた。

木材（化粧ルーバー、無垢フローリング、壁面ルーバー）については県産材を使用していると説明を受けた。

② 地業・杭・土工事

杭事業は無かった。

地盤改良の中層改良工法（エルマッド工法）は、3 か所のボーリング調査と、事前に実施していた造成工事で現認した支持層の状況により、改良深さの区分設定をしたと説明を受けた。

施工時の品質管理は、タブレットモニター画面で要求品質の電気比抵抗センサーで比抵抗が 20Ω 以内、羽切回数 1000 回/ m^3 以上となっているか確認していた。監督員・監理者共に改良工事開始時に立会確認していた。監査時、品質管理記録表とモニター画面と写真記録を抜き取りで確認した。

1 軸圧縮試験の管理は、改良体の設計基準強度（ σ_{28} ） $F_c=1080kN/m^2$ に対し、地盤改良専門業者はサンプル数などの条件から合格判定値 $F_c=1720kN/m^2$ 以上としていた。抜き取りで確認した試験結果は、合格判定値を満足していた。

六価クロム溶出試験は、管理値 $0.05mg/L$ 未満であることを試験結果表で確認した。

③ 鉄筋・型枠工事

鉄筋のミルシートは取り寄せてであると説明を受けた。

抜き取りで、基礎 7 月 24 日、2F デッキ②10 月 2 日にコンクリート打設した配筋検査

の写真を確認したが、品質上問題は無かった。

検査黒板に、検査日の記載が無かった。

④ コンクリート工事

生コンクリートの供給は株式会社広川生コン（JIS 認定機関；一般財団法人 建材試験センター）で、現場への運搬時間は約 20 分だった。

骨材のアルカリシリカ反応性試験は、細骨材（砂、砕砂）、粗骨材（砕石）は化学法で無害だった。

コンクリート圧縮試験結果一覧表（フレッシュコンクリートの品質管理記録表を兼用）は、下記の通りだった。

- ・発注したコンクリートの仕様（スランプ、空気量）が不明。
- ・フレッシュコンクリートのコンクリート温度の記載無し。
- ・構造体コンクリートの圧縮強度試験の管理値、合否判定の記載無し。

構造体コンクリートの圧縮強度試験の供試体採取方法の説明を受けたが、問題無かった。

構造体コンクリートの圧縮強度試験は、材齢 28 日の場水中養生供試体を用い、生コンクリート供給会社が実施していた。

御殿場市では静岡県コンクリートの品質管理基準を準用しており、供試体採取時に全ての供試体にナンバーリングをし、強度試験を実施する前に試験採取時と同一のものであることを確認している。公的な第三者試験機関では、そのナンバーリングを試験記録に残さないため、生コンクリート供給会社で構造体圧縮強度試験を行っているとの説明を受けた。

参考までに、日本コンクリート工学協会「建築工事標準仕様書・同解説 JASS 5 鉄筋コンクリート工事」には、構造体コンクリート圧縮強度試験は第三者試験機関で実施することを薦めている。

抜き取りで、7月24日に基礎コンクリートについて、下記確認した。

- ・設計基準強度 $F_c=24\text{N/mm}^2$ 、構造体強度補正值 $S=3\text{ N/mm}^2$ 、呼び強度 $F_m=27\text{N/mm}^2$ のレディミクストコンクリートを発注していた。

構造体強度補正值 S は、普通ポルトランドセメントを使用したコンクリートの場合、コンクリート打込みから材齢 28 日までの期間の予想平均気温 θ の範囲が $8^\circ\text{C} \leq \theta$ では、 3 N/mm^2 （公共建築工事標準仕様書 表 6.3.2 参照）であり、発注したコンクリートは問題無かった。

- ・監督員は、当該コンクリートの構造体コンクリート圧縮強度試験の管理値について、呼び強度 $F_m=27\text{N/mm}^2$ 以上と考えていた。

「公共建築工事標準仕様書 6.9.5 構造体コンクリート強度の判定」において、下記判定値が示されている。

(ア) 工事現場における水中養生供試体の材齢 28 日の圧縮強度試験

(a) 材齢 28 日までの平均気温が 20°C 以上の場合は、1 回の試験結果が調合管理強度以上であること。

(b) 材齢 28 日までの平均気温が 20°C 未満の場合は、1 回の試験結果が設計基準強度 F_c に、 3 N/mm^2 を加えた値以上であること。

7月24日に打設された当該コンクリートは、材齢28日までの平均気温が20℃以上なので、上記(a)の判定値が構造体コンクリート圧縮強度試験の管理値となる。

調合管理強度は、呼び強度と置き換えてよい。

よって、当該コンクリートの構造体コンクリート圧縮強度試験の管理値は、

$X \geq F_m = 27 \text{N/mm}^2$ となり、監督員の考え通りである。

しかし、コンクリートの打設時期によっては、上記(b)の場合もあり、要注意である。

コンクリート圧縮試験結果一覧表（フレッシュコンクリートの品質管理記録表を兼用）で、すべてのコンクリートのフレッシュコンクリートの品質、構造体コンクリートの圧縮強度試験の結果を確認したが、要求品質を満足していた。

塩化物量試験の結果は、他のコンクリートの品質管理試験結果とともにファイリングしており、問題が無いことを監査時確認した。

⑤ 鉄骨工事

鉄骨製作メーカーのグレードは、特記仕様書要求通り、Mグレードだった。

鉄骨の建て方精度記録を確認した。

工場での溶接部の非破壊検査は、株式会社構造エンジニアリングが実施しており、すべて合格していると説明を受けた。

耐火被覆工事の品質管理は、材料検収及び出来形確認を行い、すべて合格していると説明を受けた。

⑥ 屋根・外装工事

横樋の納まりを施工図で確認したが、屋根から流れてくる雨を受けきるか少し気になる納まりだった。

雨水排水計算の降雨量は、御殿場市の過去10年間の平均最大降雨強度174mm/hで設定していると説明を受けた。

現時点まで、屋根、外装からの漏水は無く、樋のオーバーフローも無いと説明を受けた。

今後も、横樋から軒天への雨水の進入がないかなど、大雨時にモニタリングされることを薦める。

⑦ 防水・塗床工事

シーリング工事中で、シーリング材の簡易接着性試験については、実施予定だった。

⑧ 建具工事

窓への散水などによる漏水試験は、実施する予定は無かった。

⑨ 塗装工事

塗装工事の品質管理は、目視と空缶管理と説明を受けた。

⑩ 内装工事

内装工事の品質管理は、図面・仕様通りかの確認（寸法、材料、施工方法）、下地処理の徹底、温度・湿度などの環境管理、工程管理、自主検査と記録の徹底を重要視していると説明を受けた。特に仕上げは見た目に直結するため、下地から最終チェックまで各工程で品質管理することが重要と考えていた。

内装工事と設備工事との取り合いで、問題は特に無いと説明を受けた。

【寸評】

- ・コンクリート圧縮試験結果一覧表以外の品質試験結果一覧表は、試験結果の管理値・合否判定を記載していて良かった。

管理値の出典の規準図書（年版）も記載しておく、トレーサビリティが必要になった場合、管理値の根拠がわかりやすく役に立つと考えられる。管理値は、諸事情で将来変わる可能性がある。

【意見】

- ◇品質管理試験の写真は、下記※を考慮しても撮影年月日を記載することを薦める。（私見）
※デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」により行うとある。「営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）」によれば、撮影時期を黒板に記入するように書いてあるが、撮影例には撮影年月日は記入しておらず、撮影時期として「配筋時」などと記入する例が掲載されている。
- ◇コンクリート圧縮試験結果一覧表は、フレッシュコンクリートの品質管理記録表と兼用するならば、表のタイトルを「コンクリートの品質管理結果一覧表」などとすると良い。
発注した調合のスランプや空気量の値も明記した方が良い。
- ◇構造体コンクリート圧縮強度試験の管理値は、供試体の養生方法・材齢・平均気温によって異なるので、品質管理試験結果一覧表に管理値や合否判定を記載することが望ましい。

5)-3 工程管理について

マスター工程によって、事前に施工者間で調整を行い工程会議で確認していた。

工事工程月報は、計画出来高率と実施出来高率の表1枚だった。

令和7年12月31日現在で、計画出来高率62% 実施出来高率62%であった。

計画出来高率と実施出来高率は、着工当初より毎月まったく同じ値であった。

下記【意見】第1項の実施バーチャートと毎月縦断面線による工事進捗評価が無い、本当に、計画出来高率と実施出来高率が着工当初より毎月まったく同じであったかは確認できなかった。

【意見】

- ◇工事工程月報とともに、下記を追記したマスター工程表を合わせて提出させることが望まれる。

マスター工程表に、毎月末、各工事の予定バーチャートに実施バーチャートを重ね追記しそれらを結ぶ線を引けば、毎月末縦断面線に対し、どの工事が先行遅延しているか一目で判明する。出来高%の管理だけでなく、クリティカルラインの先行遅延状況を把握することが重要である。

毎月末に描かれたイナヅマ線は残し、可能であれば、バーチャートの実績線は月ごとに色を変えて記入するとさらに良い。納期などもメーカーなどに進捗状況を確認する。

- ・マスター工程表に各月末日のイナヅマ線を記入し、各工種のバーチャートの予定に対する進捗点を結べば、遅れていればその度合いに応じて断面線は「く」の形で表され、先行していれば「>」で表される。

これにより、クリティカルラインが遅延していることを発見でき、施工業者に工程回復目途・対策などを立てさせる必要性を把握しやすくなる。

また、総合施工計画書に添付することを薦めた「提出予定日付きの工種別施工計画書リスト」に作成進捗状況欄を設け、工事工程月報とともに作成状況を報告させると良い。

5)-4 安全管理について

安全関係書類調査は、工事事務所会議室で、施工業者現場代理人にヒアリングした。

安全衛生協議会は、毎月の月末に実施し、2次協力業者が主体である場合は2次協力業者、翌月から新規入構する協力業者、別途工事業者も出席させていた。議事録を確認した。

店社安全パトロールは月1回、安全パトロール結果を確認した。

作業指示書、安全日誌、KYKなどの安全書類を確認した。

第三者への災害防止に対しては、第三者が現場内に入らないよう周囲に仮囲いを設置したほか、誘導員を配置していた。

工事車両と第三者とのトラブルは生じていなかった。

騒音・振動・粉塵・飛散物等による近隣からの苦情は無かった。

作業主任者は、足場組立・解体、鉄骨、有機溶剤塗装作業時に配置していた。

鉄骨工事や建具工事で溶接工事があったが、特定化学物質の作業主任者を選任していなかった。

施工業者は、塗装工事で化学物質のSDSを取り寄せていた。地盤改良、シーリング、コンクリートや左官工事等では取り寄せていなかった。総合施工計画書第9章に、「仕上塗材、塗料、シーリング材、接着剤その他の化学製品の取り扱いに当たっては、SDSを常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業員の健康、安全の確保及び環境保全に努める。」と記載されていたが、各種施工計画書に、SDSを添付しておらず、その内容を反映した安全衛生対策が盛り込まれていなかった。また、作業指示書、KYKにおいても、化学物質の取り扱いについて、作業員末端までその危険性を周知していなかった。

足場の点検記録を保管していると説明を受けた。

熱中症対策は、総合施工計画書に記載された事項を実施し、現在まで発症者はいなかった。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策は、令和5年5月8日から5類感染症となったため、特別な対応はしていなかった。インフルエンザ対応として、体調管理の呼び掛け等を行っていた。

新型コロナウイルス感染症発症者はいなかった。

施工業者職員と作業員を合わせた1日あたり平均作業員数は、約30人であった。

外国人労働者は、現在までいなかった。

労働災害が1件発生していた。鉄骨建て方時、被災者（鉄骨工）が鉄骨梁上を移動している際に、鉄骨梁の上端についている母屋受けで足を切創した休業7日の労働災害だった。災害報告書を作成しており、工事事務所内で水平展開をしていた。また、監督課（都市建設部

建築住宅課) 内の各現場へ水平展開を図っていた。

【寸評】

- ・休業7日の労働災害を発生していたが、報告書を作成し、工事事務所内および、監督課(都市建設部建築住宅課)内の各現場で水平展開し、再発防止を期していることは有益である。

【指導】

- ◆施工業者は、アーク溶接作業時、特定化学物質の作業主任者を選任されたい。
《特定化学物質障害予防規則第27条、第28条、労働安全衛生規則第16条》
- ◆施工業者は、必要なSDSを取り寄せられたい。SDSに記載の化学物質の取り扱い上の注意点に基づいた安全衛生対策を立案し、施工計画書に反映されたい。計画書に拠るほか、作業指示書、KYK等で、作業員末端までその安全衛生対策を教育し遵守されたい。
《労働安全衛生規則第34条の2の8》

6) 維持管理について

当該工事に関する最終の引渡し書類は、現場説明書で明確になっていた。
引渡し書類の保管部門・保管期間は、当該施設で永年保管となっていた。
1年検査・2年検査を実施する予定だった。

【寸評】

特に問題は無かった。

7) 現地調査について

施工業者現場代理人の誘導で現地調査を実施した。

「建設業許可標識」、「労災保険関係成立票」、「建退協制度の適用標識」を確認した。
仮設事務所、詰所、仮設便所など清潔に使用されており、朝礼看板も、必要事項をコンパクトに掲示していた。仮設ゲートから工事現場へのアクセスの敷き鉄板は段差やずれが無く敷き詰められていた。

仕上げ最盛期であるが、資材の仮置き状況が良く、安全通路を確保していた。

また、2階フロアに上がった時、作業員から「こんにちは」と挨拶を大きな声で受けた。

以上、仮設設備の良好な維持管理状態、快適な職場環境や作業員の来客者への挨拶など、非常に好印象を受けた。建物を見ずとも、その品質管理も良いことが容易に推測された。

建物外観は、子どもを対象にした施設ながら、屋根と外壁がダークグレーのシックな色調で、約5m張り出している軒天井の茶色がアクセントになっている。シャープな形の屋根、深い庇、連窓が印象的な建物形状となっている。屋外デッキのガラス手摺は施工中だが、ガラスが入るとデザインに主張が出てくると予想される。

建物は、はっきりしたデザインだが、意外と周辺環境に溶け込んでいた。(P-1 写真-1)

建物の1階に入ると、「富士のもりひろば」の吹き抜け空間にある富士山をイメージした木製ルーバーと螺旋階段が目飛び込んでくる。(写真-2)

木製ルーバーの中心に立つと、自分が富士山の地中にいて、マグマになった感じを受ける斬新なデザインだった。コスト縮減で柱を失くしていたが、正解だった。(写真-3)

木製ルーバーは、綺麗な円錐状で均等に割り付けられて施工されていた。螺旋階段の曲率も歪み無く施工されていた。細かい丁寧な品質管理をしていることがうかがわれた。



写真-2 富士のもりひろば
木製ルーバーと螺旋階段



写真-3 木製ルーバー真下から
吹き抜け天井方向を見上げる

2階屋外デッキは、広々として気持ち良い空間だった。(写真-4)

西側の屋外デッキから北西方向を望めば、富士山がそびえていた。(写真-5)

建物の平面配置は、富士山の眺望方向を第一に決定したと説明を受けたが、必然であった。



写真-4 屋外デッキ (南側)



写真-5 屋外デッキ (西側) から
1月16日現場調査時撮影

【寸評】

- ・ 建物の出来上がり状態から、工事中の品質管理はしっかり実施されていると推察された。

以下、参考として記載する。

- ・ 屋外デッキの軒天井は面積が広いので、風による負圧も大きいと予想される。軒天井・軒天井下地の負圧に対する耐力が充分か確認しておくことを薦める。
- ・ ガラス手摺のガラスが未施工のため不明だが、ガラスを嵌めた状態でガラスがあるのか無いのかわからずにトラブルが発生するか危険予知することを薦める。
- ・ ガラス手摺のアルミ笠木の端部は折り返して納めてあるが、鋭利な部分やささくれた部分が無いか触手で全長に渡って確認することを薦める。
- ・ その他、仕上げ材の出隅や別途工事の遊具・備品などの角については、丸面となっているか、また鋭利な突起形状になっていないか確認することを薦める。

- ・ 子どもたちへの危険回避の観点から、竣工検査時は、子どもの背丈まで体を落として、子どもの目線で検査するのも一案である。
- ・ 別途外構工事において、釘や仕上げ材の切れ端などが土中に残置されていないか確認することを薦める。

以 上